



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *3 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則 1
- *4 和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 2
- *5 書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部を改正する規則 3

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第2条関係） (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 略 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ハ～ヘ 略</p> <p>略</p> </div> <p>別記様式第3号（第3条関係） (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div>	<p>別記様式第1号（第2条関係） (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 略 (裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ハ～ヘ 略</p> <p>略</p> </div> <p>別記様式第3号（第3条関係） (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div>

備考 略

(裏)

注 意 事 項

略

○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

別記様式第7号 (第7条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

注 意 事 項

略

○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

別記様式第11号 (第9条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

誓 約 書

略

○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

備考 略

(裏)

注 意 事 項

略

○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

別記様式第7号 (第7条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

注 意 事 項

略

○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

別記様式第11号 (第9条関係)

(表)

略

備考 略

(裏)

誓 約 書

略

○ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年和歌山県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から第5号様式まで、別記第7号様式、別記第9号様式、別記第11号様式及び別記第15号様式中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県公安委員会規則第5号

書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部を改正する規則

書面で不利益処分をする場合に関する規則(平成8年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「氏 名 ㊟」を「氏 名 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。